諫早市教育委員会議事録 令和3年第9回(8月定例)

令和3年第9回(8月定例)教育委員会

- 1 日 時 令和3年8月25日(水) 13時30分~15時15分
- 2 場 所 諫早市役所 8階 会議室8-2
- 3 出席者 教育長 石部 邦昭
 委員 宮本 峻光
 委員 原田 裕介
 委員 山口 秀雄
 委員 中野 高子
- 4 会議に出席した事務職員

 教育次長
 高栁
 浩二

 教育総務課長
 江頭
 大一

 学校教育課長
 有谷
 孝彦

 生涯学習課長
 諸岡
 昌史

5 議題 教育長の報告

議事録署名人の指名

宮本委員と原田委員を議事録署名人に指名

議事録の承認

令和3年第8回(7月定例)教育委員会の議事録について 質問・意見なし 原案どおり可決

教育長の報告の要旨

《教育長の報告》

1 R3.8.11~18大雨に係る概要報告について 市長を本部長とする災害対策本部を8月10日に立ち上げた。 8月11日大雨警報発令、12日土砂災害警戒情報、洪水警報発 令した。その後は発表と解除を繰り返し、18日に災害対策本部 が連絡室へと変わり、ずっと開設していた避難所も18日10時 に閉鎖した。教育委員会事務局は、今回の大雨から小栗小学校を 避難所として担当したため、小栗小学校での当直を当初は職員3 名体制、途中から2名体制で行った。市役所本庁の教育委員会事 務局でも本部として3名体制での当直があったため、総動員で行った。概要報告となるが、本部の設置状況については書面のとお り、雨量については11日から18日の累計で小川町の女夫木9 33ミリが最高値であった。

本明川についてはステージ3で大事には至らなかった。建設部と農林部から、道路の陥没や倒木での不通と農作物の被害の報告があった。後ほどまとまった報告がある。施設の閉鎖状況については書面のとおりである。雲仙市において痛ましい被害があったが、諫早市において人的被害はなかった。避難所の開設は16か所であり、最大避難者数は13日22時と8月14日6時に72

人34世帯という避難状況であった。ただ、教育委員会管轄の小 栗小学校体育館への避難者はいなかった。なお、学校においては 10日から15日は閉庁日であったため、学校運営に支障はなか った。更に8月9日は台風接近のため自宅待機での平和祈念とな った。

《教育長の報告に対する質問・意見》

「委員]

避難所は小栗小学校に固定なのか。

「教育総務課長〕

昨年度災害が多かったため、総務部から協力依頼があり小栗小 学校を担当することになった。しばらくはそうなる。

「教育次長]

小栗地区では小栗出張所にある小栗ふれあい会館が避難所であったが、すぐ近くの小ヶ倉川は半蔵川が増水すると氾濫して浸水してしまうことがあり、小栗小学校体育館が避難所となった。正式には小栗ふれあい会館となっているが、現実的には小栗小学校を使用している。

「委員]

いつ正式な変更はあるのか。そして避難所ではTKB(トイレ・キッチン・バス)の設置はされているのか。先進国では設置と快適性が求められている。避難者の待遇はどうなっているのか。「教育次長〕

諫早市には防災計画書があるが、昨年度の本明川増水や台風等での危機的な状況が過去の災害レベルとは違うため、来年度、防災計画書を総務課が見直す予定である。これまでの防災計画書では、教育委員会は文教関係のため避難所の担当ではなかったが、昨年度の避難人数がかなり多かったため、特定の部署だけでは対応が難しいということで避難所としての小栗小学校と北諫早小学校担当の協力依頼があった。当初、北諫早小学校と小栗小学校の2校を担当してほしいとの依頼であったが、教育委員会事務局の通常業務に支障が出るということで、小栗小学校のみ担当することとした。台風、大雨等の場合は天気予報等で事前に情報が分かり、状況が見通せるため、避難所は自主避難所扱いとなり、食事、寝具等自分の必要な物は持ってきてもらうこととなる。なお、突発的な大地震などの場合は、国、県の協力が必要となるため、その際の避難所はまた別のものとなる。

[委員]

「TKB48」とは48時間、2日間以内に、大勢が使えるトイレ、温かい物を出すキッチン、お風呂を整備するというもので 先進国は取り組んでいる。もちろん、一朝一夕に諫早市だけでで きるものではないが、目標を持って取り組んでほしい。

「教育長」

市長も災害に強い町を目指しているため、我々も協力していきたい。

2 令和3年度 第2回長崎県都市教育長協議会について 「教育長」

8月4日、セントヒル長崎において、令和3年度第2回長崎県都市教育長協議会が開催された。主な内容については、学校規模の適正化・適正配置、各市におけるヤングケアラーの実態把握に向けた取組と今後の支援策ということで意見交換を行った。

学校規模の適正化・適正配置については、平成22年から令和元年度までの10年間、長崎県では91の小中学校が減となっている中、諫早市は0である。今回、大村市がこの議題を提案した理由として、都市部と中山間部における学校規模の格差が大きいことが挙げられ小規模小学校への特別転任入学制度を設けてはいるが、格差の是正には至っていないということであった。令和5年度から大村市学校施設長寿命化計画に基づき、校舎棟の長寿命化改修や建て替え等を実施する予定であることから、全市的な視野に立って、順次、学校規模の適正化・適正配置を図る必要があるということであった。学校規模の適正化・適正配置を図る必要があるということであった。学校規模の適正化・適正配置を図る必要があるということであった。学校月編の方法としては主に、学校の統合と通学区域の見直しが考えられるが、地域住民の意向、通学距離等の課題もある。

今後、少子化による児童・生徒数の減少を考えるとき、学校再編についての各市町の基本的方針について伺いたいということであった。長崎市、佐世保市は適正化・適正配置再編計画を策定し、進めているということであったが、個人的には佐世保市が進んでいるような印象を受けた。佐世保市は70校のうち、51校を検討対象として17グループに区分し、優先度を設定しており、都市部、中山間部にかかわらず、市全体で総合的に考え、地域に対し説明会・意見交換会を始めたということであった。

本市においては、小学校28校、中学校14校があり、大規模校が小学校3校、中学校が1校、小規模校が小学校14校、中学校 12校、過小規模校が小学校5校という状況である。小学校においては、小規模校と過小規模校が占める割合は、全体の約7割を占め ているといった状況である。大村市、島原市と比較すると、本市は 学校数が多いと感じる。本市は平成17年の合併以来、一度も統廃 合を実施しておらず、学校の適正化・適正配置に係る対応策として、 大規模校から隣接する小規模校への就学を許可する隣接小規模特任 校制を実施してはいるものの、やはり根本的な解決には至っていないという状況である。また、遠距離通学については、通学距離に一定の基準を設けて、スクールバス、スクールタクシーによる対応を行っている。市教育委員会としては、義務教育の9年間に責任を持たなければならないと考えているため、小規模校におけるメリットを になければならないと考えているため、小規模校におけるメリットを がら検討していくべき課題であると考えている。

ヤングケアラーについては、大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子どもの数がどれくらいいるのかといったことで、今年の実態調査は8月18日を締め切りとして行われた。結果が出次第、改めて報告する。

《教育長の報告に対する質問・意見》

「委員〕

ヤングケアラーについて、昨年度の数値が分かっていれば教えて いただきたい。

「教育長」

全国レベルの結果だが、公立中学校の2年生で5.7%、約17人に1人、公立高校の2年生で、4.1%、約24人に1人という結果が出ている。

「委員]

ヤングケアラーについては、学校を休んでまでも小さい子の面倒を見ていると。これは、親から学校を休みなさいと言われた訳ではなく、小さい子の面倒を見ることで、親から助かったと褒められ、休んで親の助けをすることが良いことであると自分で思い込んでしまい、結果、自分の生活がままならなくなってしまったという事例を聞いたことがある。

《学校教育課長の報告》

令和3年度 諫早市立小・中学校児童生徒新型コロナウイルス感染 者数について

《学校教育課長の報告に対する質問・意見》

「委員]

新型コロナウイルスに感染した子ども達の症状はどうか。大丈夫なのか。

「学校教育課長〕

感染した子ども達の多くは微熱程度でそのほかは無症状である。

「委員]

市中感染が起こっているときでも各学校では感染者が出ていない場合、今後各学校で控えている運動会、修学旅行等の行事の決行の判断は、各学校に任されているものなのか、それとも、市教育委員会、県教育委員会からある程度の指導や、その判断基準のようなものがあるのか。

それともう一点、濃厚接触者である子ども達が P C R 検査を受けたという報告だが、陰性であった場合の待機期間は市教育委員会が決めるものなのか。

「学校教育課長〕

後者の質問からお答えするが、待機期間については保健所から2 週間自宅待機をするよう指導があっている。市教育委員会は、基本、 保健所からの指導に従うこととなっている。

前者の質問についてだが、現在のところ、行事等の決行に係る判断はPTA会長、保護者、校医、それと市教育委員会に相談をしながら各学校で行っている。しかし、今後長崎県にも新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が発出された場合は、また違った判断基準になろうかと思われる。

「委員]

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置については、本 日長崎県にも発出された。

「学校教育課長〕

発出されたとなれば、今後の登下校のあり方や運動会、修学旅行等行事のあり方について慎重に判断していかねばならないと考える。ただ、県内一斉に休校、行事等については一概に規模縮小、中止というものではなく、その時点での諫早市の状況を考慮した上で、感染症対策を徹底し、学校休業をすることなく、いかに継続させていくかということを考えていきたい。

「委員〕

学校行事の決定は校長判断か。

「学校教育課長〕

校長判断ではあるが、校長会、校医、市教育委員会等と相談をし、

決定することが多い。加えて、今後は医師会とも相談しながら決定 していくことになろうかと思われる。

[委員]

現在、保護者へのお知らせ等については、スクールネットを使うこととなっているが、一部 iCloud メールのほうにメールが届かず、知らずに登校したという話を聞いた。技術的に改善できるのかどうかお聞きしたい。

「学校教育課長〕

まだ解決できていないが、現在、改善に向けて取り組んでいると ころである。

「委員]

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る換気について。学校では、扇風機や換気扇といったものは使っているのか。

「学校教育課長〕

窓を開けて扇風機を回して換気には注意をしている。

「委員]

今後、換気のために機器を設置する予定があるのであれば、扇風 機ではなく換気能力が高いサーキュレーターを設置してほしい。

その他

教育総務課長

定例教育委員会の日程について説明

15時15分閉会